

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年7月12日 開会

令和6年7月12日 閉会

令和6年7月12日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 近 藤 千 鶴	3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学	5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均
7 番 佐 野 強	8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆
10 番 村 松 義 正	11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子
14 番 旭 一 昭	15 番 荻 真 教	16 番 後 藤 文 隆
17 番 佐 野 む つ み	18 番 内 堀 忠 雄	19 番 杉 山 弘 子

欠席委員

13 番 遠 藤 光 浩

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝
4 番 渡 邊 勝 彦	6 番 村 松 慎 一	7 番 土 井 一 彦
8 番 加 藤 文 男	9 番 藤 浪 庸 一	10 番 有 賀 文 彦
11 番 鈴 木 四 郎	12 番 篠 原 兼 義	13 番 牧 澤 邦 彦

欠席委員

5 番 竹 川 篤 志

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕 紀 子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に入る前に、13番、遠藤光浩委員から、本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について、取下願処理状況を事務局に報告させていただきます。

事務局。

事務局 滝口主査

本日配付しました。令和6年6月10日から令和6年7月11日までの農地法の規定による申請（許可）について取下願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。令和6年6月20日、農地法第4条許可申請、受付番号第6号で受理しておりましたが、都合により、令和6年7月10日に取下願が提出されました。

第2項について、所在地等は議案のとおりです。令和6年6月20日、農地法第3条許可申請、受付番号第59号で受理しておりましたが、都合により、令和6年7月10日に取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、7番、佐野強委員、8番、伊藤照男委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、「会議録署名人」、7番、佐野強委員、8番、伊藤照男委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第32号から協第6号です。

初めに、報第32号から報第36号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 滝口主査

令和6年5月21日から令和6年6月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから2ページを御覧ください。

朗読します。

報第32号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が5件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

朗読します。

報第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの、農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の4ページから5ページを御覧ください。

朗読します。

報第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

朗読します。

報第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから9ページを御覧ください。

朗読します。

報第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき、所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第32号から報第36号まで報告済みといたします。

「議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

本議案のうち、第8項については、12番 宮島孝子委員が関係する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、当該議案を先に審議いたします。

それでは、12番 宮島孝子委員の退席を求めます。

[12番 宮島委員 退席]

議長

それでは、第8項について事務局から議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の10ページを御覧ください。

議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので、審議を求める。

議案の12ページ、第8項及び別冊航空写真は8ページを御覧ください。

申請地は人穴で人穴小学校の東に位置する農地です。

受人は沼津市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

賃貸借契約になります。

受人は沼津市にも農地を所有しており、開拓地区にて牧草や露地野菜を栽培するために農地を探していたところ、令和6年3月に当該申請地の東側の農地について、賃貸借について申請許可を得ましたが、経営規模拡大のため、当該申請地も借り受けたく申請に及んだものです。

受人は農機具等については、渡人から近隣農家からリースし、貸人を含めて営農指導を行い、申請地においては牧草を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は6万4,090平方メートルで、稼働人員は2名です。

なお、当該申請と並行して、起伏の修正を目的とした農地改良の届出があり、10月末まで農地改良を行い、その後、耕作の予定となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの案件について調査を担当しました委員から調査報告をお願いします。

1番

1番 脇坂英治委員

ただいま審議中の8項について調査報告をいたします。

7月8日13時45分より現地にて、申請人2名、近藤雅隆委員、宮島委員、自分、事務局1名の計6名にて調査いたしました。

事務局の報告どおり間違いないと思います。飼料作物ということで、牧草を収穫するというところで、今説明がありましたとおり、機械等は近隣の持つての方から借りて作業してもらおうという報告がありました。

あわせて農地改良の届出が出ているということで、ちょっと起伏があるということで、そこを平にして利用しやすいということで報告がありました。土砂の搬入なんですけど、一応、3,000立米を予定している。大淵のほうから黒土を入れるそうです。

ダンプが約500台分が入るとのことなので、道路の損傷が懸念されるということをお伝えしたところ、業者のほうでもし道路が損傷とか、壊れたとしたら補修をしてもらおうという報告がありました。

あと、地図で見てもらうと、小学校があり、通学路とかあるので、その辺は配慮して搬入には気をつけるということでありました。

一応、以上、問題がないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

以上、報告です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第34号のうち第8項について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第34号のうち第8項について、原案のとおり処理することに決定しました。

12番、宮島孝子委員の入場を求めます。

〔12番 宮島孝子委員 入場〕

議長

引き続き、議第34号について、事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

それでは、議案の10ページを御覧ください。

第1項及び別冊航空写真は、1ページを御覧ください。

申請地は外神で、外神陽光園の東に位置する農地です。

受人は御殿場市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

特定遺贈となります。

申請地は、受人の亡くなった兄が所有しており、遺言書に贈与する旨の記載があった土地となります。

受人は、これまで申請地を亡くなった兄と耕作管理しており、そのまま農地としてネギ、イモ等を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1,774平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項は都合により取下げとなりました。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は、3ページを御覧ください。

申請地は北山で、ファミリーマート北山店の東に位置する農地です。

受人は北山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約になります。

受人は現在、北山で営農しており、申請地の近隣に農地を所有していることから、作業的に都合のよい当該農地の取得を希望し申請に及んだものです。

受人はイチジクを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1,898.11平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は、4ページを御覧ください。

申請地は北山中井出会館の西に位置する農地です。

受人は北山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約になります。

受人は現在、自宅に隣接している農地を所有していますが、今回、その隣接する当該農地を、経営規模拡大を目的として取得したいため、申請を行うものです。

受人はトウモロコシ、ナス、キュウリ、ミニトマトなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は588平方メートルで、稼働人員は2名です。

第5項及び第6項は、同一案件となりますので、併せて説明いたします。

別冊航空写真5ページ及び6ページを御覧ください。

申請地は下条で、管理者養成学校の東に位置する農地です。

受人は西小泉町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約になります。

受人はこれまで、申請地の近隣に農地を所有し、耕作をしており、経営規模拡大を目的として農地を取得したく申請を行うものです。

受人は水稻、ミカン、柿、梅等を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は5万2,032.32平方メートルで、稼働人員は3名です。

第7項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は精進川で、養護老人ホーム長生園の西に位置する農地です。

受人は精進川にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約になります。

受人は新規就農になりますが、当該申請地について、渡人が農地の管理が難しくなり、草等が繁茂している状態でしたが、受人が当該申請地の隣に住んでいることから、このたび所有権を移し、地域の方の指導を受けながら農地として使用し、営農したく申請に及んだものです。

申請地では大根、ニンジン、白菜、梅、桃、ミカンなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1,075平方メートルで、稼働人員は3名です。

説明は以上です。

## 議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

### 15番 荻真教委員

ただいま審議中の第1項について、現地調査の結果について報告いたします。

7月4日午後2時頃、譲受人の御兄弟、事務局、私の4名で申請地で会い話を聞きました。

申請人は遺言執行者であるため、このたび特定遺贈により所有権移転をすることとなり、今回の申請となりました。譲渡人である遺言執行者と譲受人は同一人物であります。

譲受人は、今回の農地の取得により新規就農することになりました。

譲受人は御殿場に住んでおられますが、以前より申請地で農業を手伝っており、現在も申請地には柿、栗など果樹や野菜が栽培されております。また、申請地の近くに御兄弟も住まわれており、一緒に手伝ってくださるそうです。

農機具の保有や労働力も確保され、技術経験も備えており、事務局の説明や申請書のとおり問題



ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

7項は会長の担当地区案件となります。

事前に事務局で調査結果を預かっておりますので、代読します。

7項の案件について、7月10日水曜日、午前10時頃、私、土井農地最適推進化委員、事務局1名、申請人、申請人代理人の計5名で、立会いにより現地調査を行いました。

現地は、雑草や雑木が繁茂しておりますが、許可後、草刈りや伐採を行い、農地として利用していくとのことでした。

受人が申請地の隣に住んでおり通作や管理のしやすい状況です。

申請代理人が申請地の隣で営農をしているため、指導を受けながら、今後、受人の両親と耕作をされる予定とのことでした。

事務局の説明どおりで特に問題はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第34号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第34号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について」は取り下げられました。

事務局。

事務局 滝口主査

議第35号、4条の許可申請、承認については取り下げられております。1件しか出ておりませんので、その1件が取り下げられておりますので。

議長

続きまして

「議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局

事務局 滝口主査

議案の14ページを御覧ください。

朗読します。

議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び第2項は同一案件ですので、一括して説明します。

別冊航空写真は9ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が売買契約により権利取得し、駐車場43台に転用しようとするものです。

申請人は、現在、申請地周辺でステンレスパイプや交換に関連した製品の加工業を営んでおり、このたび従業員を増員したことから、駐車場が不足し申請に及んだものです。

現在は93台の駐車場を確保しておりますが、新規内定者分、第2工場従業員使用分、来客用分等で計43台の不足を補うもので、転用面積については妥当なもの判断いたしました。

申請地の周囲は北を道路、南を自社所有地、東を安居山川、西を雑種地に接しますが、万が一周辺への被害が生じた場合は、自己の責任で解決します。

申請地は農業振興地域内農用地区域、いわゆる青地にありましたが、既に除外済みであり、富士宮芝川線沿いの小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

申請地の間には官有地がありますが、受人に当該申請地の所有権が移転した後、払下げの手続を行うことを担当課と協議済みであり、一体利用することに支障がないことを確認しております。

雨水は自然勾配で東側の川に放流します。

使用を検討した土地の中で、地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しております。

資金調達については、自己資金を予定しており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び別冊航空写真は10ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が売買により権利取得し、資材置場に転用しようとするものです。

申請人は、工場のメンテナンスや設備工事を行っている個人事業主ですが、現在は、自宅を事務所として兼用し、少量の資材を保管しています。このたび事業拡大に伴い申請に及んだとのことで

す。

申請地には、10トントラックの荷受、転回、作業スペース及びフォークリフト、クレーンつきトラック、整備道具等を保管する予定で、転用面積は妥当なものと考えます。

事業拡大に伴う大型機器の購入も済んでおり、9月に納品予定となっております。

申請地は、県道富士富士宮線から西に約600メートルに位置します。用途地域からおおむね500メートル以内に立地し、住宅等が連担する区域に近接する区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しました。

周囲は北と西を道路、東と南を宅地に接し、万が一周辺への被害が生じた場合は、自己の責任で解決します。

使用を検討した土地の中で、地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。

土地取得費、造成費資金については、融資を予定しており、融資予定証明書の提出がなされております。許可後、すぐに着工する計画です。

第4項から第6項は同一案件ですので、一括して説明します。

航空写真は11ページを御覧ください。

申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備施設用地として転用しようとするものです。

この案件については、固定価格買取制度、FIT制度を使用し売電予定です。

申請人は、浜松市に本社を置く、太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社で、事業用地を探していたところ、申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の施設用地として転用しようとするものです。

申請地は、県道富士宮富士公園線から西約300メートルに位置します。用途地域からおおむね500メートル以内に立地し、住宅等が連担する区域に近接する区域内にある農地であるため、第2種農地として判断しました。

周囲は北を道路と山林、東を宅地及び畑、南を畑、西を宅地に接していますが、隣接地との間には、全周フェンスを設置するなどの対策を行い、また外周には土堰堤設置しますので、周辺農地への影響は軽微と思われれます。

敷地には防草シートを設置しますが、雨水が浸透するシートを使用する予定です。

太陽光パネルの面積が1,000平米を超えるため、富士宮市の再エネ発電に係る条例の届出が必要ですが、既に提出済みであり、同意が得られていることを確認済みです。

万が一被害が発生した場合は、自己の責任にて対応します。

他法令への抵触はなく、近隣住民への事前説明も行っており、地域の同意を得て事業を遂行する計画で問題ないと判断しました。

また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画です。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項から6項について、担当委員の調査報告をお願いします。

5番。

5番 佐野守委員

ただいま審議中の議第36号第1項から第2項までの調査について報告いたします。

去る7月8日午前9時半頃、受人の代理人である行政書士、塩川推進委員、私、事務局1名で現地調査を行いました。

申請地の農地は狭隘な傾斜地にある棚田で長い間休耕田となっていました。また、市街化調整区域にあり、令和6年5月8日に農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更の申出を行って、青地から白地への変更が既に認められています。

現在は、休耕田となっており、雑草が繁茂している状況ですが、申請人が取得後、従業員の駐車場として活用する予定です。

申請人は工場を経営しており、従業員の増員による慢性的な駐車場不足に困窮しておりました。

申請する農地は、申請人の経営する会社の駐車場と隣接する農地であり、今後、耕作する予定のない農地を譲り受けることが可能となったために申請することになりました。

新設する車43台分の駐車場はアスファルト舗装し、自然勾配により雨水は東側の安居山川に排水いたします。

駐車場の周辺は見切り施工としますので、特に問題ないと考えます。

資金調達は自己資金でまかなわれており、転用による付近の農地への影響は特に支障はありません。

事務局の説明及び申請どおり問題はありませぬので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

15番。

15番 荻真教委員

ただいま審議中の第3項について、現地調査の結果について報告いたします。

7月4日午後1時30分頃、代理人行政書士、事務局、私の3名で申請地で会い話を聞きました。

申請地は、現在休耕畑となっており、譲渡人が売却したいと思っていたところ、譲受人が資材置場を探しており、今回の申請となりました。

譲受人は、工場のメンテナンス、設備工事の下請業を営んでおります。事業所が自宅兼用のため資材や機材を置くスペースが限られておりました。そのため事業拡大に伴い、機械を新しく購入し、置場とし、また、大型トラック等での搬入にも使用したいと思い、今回の申請地を恒久使用するた

め取得したいとのことでした。

申請地の周囲には簡易的な囲いを行い、周辺の住宅には影響ないと思います。

その他、事務局の説明とおりであり、申請書のおり問題ありませんので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

3番。

3番 赤池勝委員

ただいま審議中の第4項、5項、6項について、同一案件のため一括して報告します。

7月3日9時30分より、申請人、申請代理人、藤浪推進委員、事務局、私にて現地調査を行いました。

雨水、雑草等の管理は問題なく、周辺農地への影響も少なく、地元での説明会等も行っております。

詳細は事務局の説明のおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いします。

議長

ここで質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

どうぞ。

2番 近藤千鶴委員

第4項から第6項の、この太陽光発電施設のところですが、以前もこの業者が、この間申請したんですが、建設してすぐ他社に、ほかの方に売ってしまったということがあったものですから、そのところが一点心配なのと、私も結構大きい土地ですので見てまいりましたところ、本当にすぐ近くにお家が建ってらっしゃったものですから、そこのお宅が大丈夫かなというのを気になりました。

また、周りが結構団地があったりしたものですから、一応、地元の皆様の御説明を受けてるようですけれども、その辺のところ事務局御説明をお願いいたします。

議長

事務局。

事務局 滝口主査

現地も確認していただいたということで、ありがとうございました。

まず一点目です。売却についてですが、一応、受人さんにも現地で確認をしております。恒久的に使うということで転用を受けておりますので、恒久的に使用するかということの確認を再度しております。恒久的に使うということで伺っております。

2点目です。住宅がすぐ近くにあります。西側です。住宅があるかと思うんですが、基本的に周囲全周を土堰堤で囲って、水があふれ出さないような処置をするんですけれども、西側については

すぐ近くに住宅があるものですから、そちらの部分だけは浸透枘を数か所に設置して、水が住宅のほうに流れるという被害がないようにということで、確認を取っております。

そうですね。住民への説明というところなんですけれども、一応、FITの制度も使えますので、事業用地半径300メートル以内の範囲に、事前に告知をして説明会を行っているということと、区長さんにも話をしている回覧板等で回覧もしていただいているということですので、周囲への、住民の方には周知をしていると思います。

以上になります。

議長

いいですか。

2番 近藤千鶴委員

はい。

議長

では、ほかにありませんね。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第36号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第36号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第37号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

事務局 押尾主任主査

議案の16ページを御覧ください。

朗読します。

議第37号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の農地、地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は12ページを御覧ください。

申請地は山宮で明星産商の西に位置する農地です。

線引き前には、申請地に農家住宅が建築されており、10年以上前から宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地と扱って差し支えないと判断しました。

現在、農家住宅敷地として使用されており、都市計画法上の許可も不要で問題はありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当員の調査報告をお願いします。

3番。

3番 赤池勝委員

ただいま審議中の第1項について調査結果を報告します。

7月3日10時より、申請代理人、藤浪推進委員、事務局、私にて現地調査を行いました。

申請者が生前より既存建物の土地と一体で宅地化されており、現在に至っております。

詳細は事務局の説明のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第37号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第38号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局

事務局 押尾主任主査

議案の17ページを御覧ください。

議第38号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和6年6月27日付、富農第332号で決定を求められた、富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙、農用地利用集積計画案について説明します。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者数5人、利用権を設定する者の数1人、利用権を設定する農用地の面積は計9万5,800平方メートルです。

所有権の移転を受ける者の数1人、所有権を移転する者の数1人、所有権が移転する農用地の面積計2万521平方メートルです。

以上で、概要の説明を終わります。

続きまして、農用地利用集積計画について説明をいたします。

1枚めくっていただきまして集積計画を御覧ください。

第1項から第5項まで全て相対による利用権設定となります。

第1項、第2項、第4項及び第5項は同一筆での利用権設定となり、第3項は、その隣地になります。

申請地は人穴で朝霧野外活動センターの東に位置する農地です。

別冊航空写真は全て13ページとなりますので御覧ください。

第1項、申請地は人穴です。受人は議案書のとおりです。

使用貸借権設定です。

飼料作物の栽培、1年の再設定になります。

移転後経営面積は6万8,357平方メートルになります。

続きまして、第2項、申請地も人穴となります。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

飼料作物の栽培、1年の再設定になります。

移転後経営面積は8万6,990平方メートルになります。

続きまして、第3項を御覧ください。

申請地は人穴です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

飼料作物の栽培となりまして、1年の再設定になります。

移転後経営面積は9万8,317平方メートルになります。

次に、第4項、申請地は人穴です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

飼料作物の栽培、1年の再設定になります。

移転後経営面積は8万679平方メートルになります。

続きまして、第5項、申請地は人穴です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

飼料作物の栽培で1年の新規になります。

移転後経営面積は9万6,529.67平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の案件について説明します。

第1項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は根原で、朝霧カントリークラブの南に位置する農地になります。



買主は議案書のとおりで、飼料作物を栽培する計画です。

現在、使用貸借している農地を解約し、所有権移転をするものです。

引渡しの時期は令和6年9月27日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第38号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第38号は農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

「協第6号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

それでは、机上に配付しております、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと題された議案を御覧ください。

朗読します。

協第6号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和6年6月27日付、富農第336号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められた、富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

議案、農用地利用集積等促進計画に関する意見についてを3枚めくっていただき、富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。

第1項から順に説明をいたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は4万2,459平方メートルになります。

第2項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で再設定になります。

移転後経営面積は10万8,251.96平方メートルになります。

第3項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

茶を栽培し、設定期間は10年で相対による利用権設定から中間管理新規に代わるものとなります。

そのため、移転後経営面積は変わらず、7万2,545平方メートルになります。

第4項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

飼料作物を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は19万2,518.11平方メートルになります。

第5項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。

その他、コケ類を栽培し、設定期間は5年で新規になります。

移転後経営面積は3万3,501.75平方メートルになります。

続きまして、農地中間管理事業に関わる農用地利用集積等促進計画(配分のみ)についてを御覧ください。

こちらは配分のみ計画となります。

中間管理機構に貸し付けされていましたが、その後、解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものになります。

第1項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

花木を栽培し、設定期間は3年9か月となります。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

協第6号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、協第6号は原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、農地改良届出書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

農地改良届出書の受理状況について説明いたします。

本日、机上配付しました、農地改良届出書についての受理状況及び航空写真を御覧ください。

では、説明をいたします。

農地改良届出書及び事業完了報告書の提出がございました。

届出人所在地については受理状況のとおりとなります。

第1項、令和6年6月26日受付で、事業完了報告が提出された案件となります。

申請地は長らく休耕状態にあったため荒廃しており、圃場は正面道路から1.8メートル低く、出入りにも不便があったことから、道路面と同程度の高さにし、苗木及び果樹栽培を行う畑とするため工事が行われました。

施工後の状況を確認したところ、高さは道路面と同程度となっており、道路面との間には土側溝を設置していることから、土砂流出の可能性は低く、圃場全体についても耕作土が敷かれ、工期が済まされておりました。

続きまして、第2項について説明いたします。

本件は、令和6年6月26日受付にて農地改良届出が提出されました。

先ほど、議第34号、農地法第3条第1項の規定による許可決定について御審議いただきました。第8項の案件に関連したものとなります。

第8項にて、届出人が借受けする農地について、一部の筆に起伏が多数見受けられることから、客土を投入し、畑面を平たんにして牧草栽培における作業の効率化を図りたく、届けられたものとなります。

工期は7月末から10月末までの3か月間を予定しております。

本件につきましては、盛高が30センチメートルを下回ることから、県及び市の盛土条例の対象外となります。

ただし、土の高さは低いものの、面積が広大であることから、土の搬入量が3,000立米と大きく、トラックの往来が多くなることから、人穴小学校が近い場合搬入に際して細心の注意を払う

こと、道路の舗装等に支障が生じた場合の対応を明確にすることを現場調査時に申し入れております。

なお、舗装等に支障が生じた場合は、搬入業者にて対応するとの回答を受けております。

このほか、被害防除措置として、土砂流出を防ぐために土留めを設け、土砂の流出を防ぐとのことです。

説明は以上となります。

議長

事務局から報告がありました但質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

2番。

2番 近藤千鶴委員

市として、これから10月末ぐらいだと言うんですけども、大体、調査とかそういうものをすると思うんですけども、市としてはどのような体制でやっていくのか、その辺のところをちょっとお知らせください。

議長

事務局

事務局 池田主査

盛土の関係ということでよろしいですか。全体的な、農地改良というよりかは盛土といったお話、市のほうから伺っている限りですと、農業委員会も含めてなんですが、市各部署で連絡調整会議を設けておりまして、2か月に一度、地域全域を対象に盛土の案件について、現地調査を行っております。

これとは別になんですが、2か月に一度ということで、先ほどの調査は2か月に一度ということになりますので、その最初の間の一月については各担当部署、例えば農業委員会であれば農地で盛土があるような案件について個別に農業委員会の事務局で見て回っている状況になります。

以上です。

議長

どうですか、いいですか。

2番 近藤千鶴委員

はい、よろしく申し上げます。

議長

ほかに御質疑ありますか。

なければ、報告済みといたします。

ここで、12番、宮島孝子委員から御報告があります。

宮島さんお願いします。

12番 宮島孝子委員

静岡農業委員会女性の会の役員会に7月10日参加してまいりました。

地区別女性農業委員推進員研修会があったんですけども、今年度は合同でということで、9月4日に掛川でキウイフルーツ・カントリージャパンというところに行つてまいります。

それと11月13日に女性農業委員の総会があります。

それから11月26日に東海近畿ブロック女性の農業委員会研修会が奈良県で行われます。これは役員だけなものですから、よろしくお願いします。また、御報告させていただきます。

議長

お疲れさまでした。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は8月9日を予定しております。

9番 近藤雅隆委員

すみません。利用権設定の1項、2項、3項、4項、5項の隣の畑を、たしか以前、農業委員会でブドウ畑の関係でどうのこうのという話が出たと思うんですけども、次回で構いません。進捗状況みたいなものを報告してもらえれば構いませんので。

議長

8月にね。

9番 近藤雅隆委員

はい、次回で構いませんので、よろしくお願いします。

議長

事務局、いいね。

事務局

また、後で案件について担当と話をさせていただければと思います。

9番 近藤雅隆委員

分かりました。はい、よろしくお願いします。

議長

これで休憩と、2時から始めたいと思います。

午後1時55分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

7 番

会議録署名人

8 番